

第10回八街市農業委員会総会

平成26年9月19日

八街市農業委員会

平成26年第10回農業委員会総会

平成26年9月19日午後3時00分 八街市農業委員会総会を
八街市役所第1会議室に招集し、内容は次のとおりである。

1. 出席者

- | | | |
|----------|-----------|-----------|
| 1. 内藤 富夫 | 8. 高橋 猛 | 15. 小川正夫 |
| 2. 船木 勝利 | 9. 森 邦央 | 16. 日暮守信 |
| 3. 岩品 要助 | 10. 武藤 功 | 17. 石井とよ子 |
| 4. 池田 寿男 | 11. 長谷川英雄 | 18. 鈴木勝雄 |
| 5. 貫井正美 | 12. 宇都木邦雄 | 19. 保谷俊雄 |
| 6. 林 和弘 | 13. 中村勝行 | 20. 金子正弘 |
| 7. 山本重文 | 14. 長野猛志 | 21. 中川利夫 |
| | | 22. 三須裕司 |

2. 欠席者

なし

3. 事務局

事務局長	醍醐文一	主査補	宮内清志
副主幹	菅沼邦夫	副主査	浅井久子

4. 議決事項

- 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について
- 議案第3号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請について
- 議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 議案第5号 農用地利用集積計画の承認について
- 議案第6号 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更について

5. その他

○醍醐事務局長

開会を宣す。(午後3時00分)

○三須会長

平成26年第10回総会にあたり、一言ご挨拶を申し上げます。

本日は、農作業の忙しい中、全員の出席をいただきまして、ありがとうございます。

昼のテレビをちょっと見ていましたら、米価の農協内渡金が8,000円から9,000円と、前年度から見ますと3,000円から4,000円も安いということで、私はもう農家をやめたいよというようなことを言うておりました。国は何を考えているのかなと私も思いましたが、皆さんにおかれましては、知恵を絞りまして頑張っていたいただきたいなと思います。

さて、今月の案件につきましては、農地法第3条、第4条、第5条、本体で33件で、農用地利用集積計画の承認について2件、答申案件1件、合わせて総件数36件が提出されております。慎重審議をお願いし、開会の挨拶をいたします。

ただいまの出席人数は22名です。したがって、この総会は成立いたしました。

それでは、日程に従いまして、会務報告をお願いいたします。

○醍醐事務局長

それでは、会務報告を申し上げます。

8月28日木曜日、午後1時半から、市内におきまして転用事実確認現地調査を実施しております。出席につきましては、鈴木部長、貫井委員、山本委員をお願いしております。

9月に入りまして、5日木曜日、午後1時半から、転用事実確認現地調査を市内で実施しております。出席委員につきましては、林部長、高橋委員、山本委員に出席いただいております。

9月10日金曜日、午後1時半から、市役所第1会議室におきまして八街市農業経営基盤強化促進協議会が開催され、これには三須会長に出席いただいております。

9月16日火曜日、午後1時半から、部会の現地調査並びに転用事実確認現地調査を実施しております。出席につきましては、三須会長、森副部長、長谷川委員、宇都木委員、日暮委員、保谷委員に出席いただいております。

また、翌日、17日水曜日、午後1時半から、部会の面接調査を第1会議室の方で実施いたしまして、出席につきましては、三須会長、林部長、森副部長、長谷川委員、宇都木委員、日暮委員、保谷委員に出席いただいております。

以上でございます。

○三須会長

次に、議事録署名人の選出についてでございますが、議長から指名することでご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○三須会長

異議なしと認め、こちらからご指名申し上げます。

今月は、議席番号5番、貫井委員、6番、林委員をお願いいたします。

それでは、議事に入ります。

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請の1番、2番についてを議題といたします。
事務局、説明願います。

○菅沼副主幹

それでは、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、ご説明いたします。

番号1、区分、売買。所在、小谷流字牛ヶ池尻。地目、畑。面積5,985平方メートル。
権利者事由、農業経営の規模を拡大したい。義務者事由、相続で農地を取得したが、農業をしていないため、売却したい。

番号2、区分、贈与。所在、大谷流字中兵。地目、畑。面積2,049平方メートルほか1
1筆、計12筆の合計面積1万3,621.26平方メートル。権利者事由、妻から農地の権
利を譲り受け、引き続き農業に専念したい。義務者事由、農業を継いでいる夫に農地の権利を
譲り渡したい。

以上です。

○三須会長

議案の説明が終わりましたので、担当委員の調査報告をお願いいたします。1番、2番につ
いて、担当委員であります日暮委員、お願いいたします。

○日暮委員

議案第1号、1番、農地法第3条申請に係る調査結果について報告いたします。

申請地について、位置は八街市役所より西へ約6キロメートルです。境界は境界杭がありま
す。現況は、竹や木や雑草があり、荒れております。進入路はありませんが、権利者の経営農
地に隣接しているため、問題はありません。

次に、農地法第3条第2項の不許可基準に該当するか否かについて報告いたします。

権利者の所有している主な農機具は、耕運機2台、トラクター2台、トラック2台、軽トラ
ック2台です。労働力は権利者及びその世帯員の4名です。年間農業従事日数は、権利者が3
00日、世帯員が平均200日です。また、技術力があり、面積要件については下限の面積の
50アールを満たしております。現在所有する農地は全て効率的に耕作しており、過去3年間
において農業経営規模を縮小させる行為を行った事実はありません。また、周辺地域における
農地などの農業上の効率的かつ総合的な利用の確保についても支障はありません。その他参考
となる事項として、申請地は荒れた植木畑ですが、2年程度をかけて農地へ復元するとい
う復元計画書が提出されており、その後はサツマイモを作付けするそうです。通作距離です
が、申請地は権利者の自宅に隣接しております。また、申請地は進入路もないため、権利者し
か活用できない状況です。

以上の内容から、権利者及び世帯員などが権利取得後において耕作に必要な農作業に常時従
事し、申請地を含めた全ての農地について効率的に利用すると認められ、農地法第3条第2項
各号の不許可基準に該当しないことから、本案件は何ら問題はないと思われま。

以上で調査報告を終わります。

○三須会長

担当委員の調査報告が終わりましたので、一般質疑をお願いいたします。何かございませんでしょうか。

(「質疑なし」の声あり)

○三須会長

今の1番の案件につきましては質疑がないということですので、質疑を打ち切り、お諮りいたします。

賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○三須会長

挙手全員ですので、1番については許可相当で決定いたします。

続きまして、2番について、日暮委員、説明願います。

○日暮委員

議案第1号、2番、農地法第3条申請に係る調査結果について報告します。

当該申請は夫婦間の贈与であり、権利者である夫は婿養子で、農業を引き継ぎ、農業に専念しているため、夫に農地の権利を与えたいということであります。申請地について、位置は八街市役所より西へ約6キロメートルです。境界は打木の木が境です。現況は畑で、耕作しております。進入路は全て道についております。

次に、農地法第3条第2項の不許可基準に該当するか否かについて報告します。

権利者の所有している主な農機具は、耕運機2台、トラクター2台、トラック2台、コンバイン1台です。労働力は、権利者及びその世帯員の2名です。年間農作業従事日数は、権利者が240日、世帯員が平均220日です。また、技術力があり、面積要件については下限面積の50アールを満たしております。現在所有する農地は全て効率的に耕作しており、周辺地域における農地などの農業上の効率的かつ総合的な利用の確保についても支障はありません。なお、過去3年間で一部の農地を売却した経緯がありますが、これはやむを得ない事情でありました。その他参考となる事項として、営農計画は主にニンジン、落花生、里芋を作付けする予定であり、通作距離ですが、申請地は自宅から約1.5キロメートル圏内で、車で10分以内のところに全てあります。

以上の内容から、権利者及び世帯員などが権利取得後において耕作に必要な農作業に従事し、申請地を含めた全ての農地について効率的に利用すると認められ、農地法第3条第2項各号の不許可基準に該当しないことから、本案件は何ら問題はないと思われまます。

以上で調査報告を終わります。

○三須会長

担当委員の調査報告が終わりましたので、一般質疑をお願いいたします。

(「質疑なし」の声あり)

○三須会長

質疑なしということで、質疑を打ち切り、お諮りいたします。

議案第1号、2番について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○三須会長

挙手全員でありますので、許可相当で決定いたします。

次に、3番、4番についてを議題とします。

この案件は部会案件です。農政部会第1班に担当していただきました。班長の森副部長から報告をお願いいたします。

○森副部長

農地法第3条の規定による許可申請、議案第1号、3番及び4番の案件について、権利者が同一人物でありますので、一括で部会の調査報告をいたします。

なお、議案第1号、5番から9番までの地上権の案件については、議案第4号、農地法第5条の一時転用の案件とあわせて報告いたします。

それでは、議案第1号、3番。区分、売買。所在、山田台字山田台。地目、畑。面積、1,983平方メートルほか2筆、計3筆、合計で2,974平方メートル。権利者の事由、農業経営の規模の拡大のため。義務者の事由、農業をしていないため売却したい。

議案第1号、4番。区分、賃貸借。所在、八街字鳴沢台。地目、畑。面積4,466平方メートル。権利者の事由、農業経営の規模拡大のため。義務者の事由、農業経営の規模を縮小したい。

それでは、農政部会第1班の調査報告をいたします。

9月17日水曜日、面接調査を行いました。当日の出席者は、農政部会第1班と林部長、三須会長、事務局から醍醐局長、宮内主査補、麻生主査補、吉岡主事補が出席しました。申請人は権利者本人が出席し、義務者は欠席です。

まず最初に、現在の農業経営ということで、主な農業機械は、2トントラック1台、散水設備一式、低床のトラクター1台を所有しており、また、出荷時にダイカンドラの根を切るカッターを借りているとのこと。経営農地の営農状況ということで、住野の農地についてはダイカンドラが作付けされ、そのうち、1,500平方メートルは太陽光発電設備のオーナーに既に販売し、さらに、1,500平方メートルの切り取りが終わった状況だということで、出荷状況については、太陽光発電設備の下部に植え付けてあることを現地調査で確認しております。また、残りのダイカンドラについては、現在、3名の方から注文があり、さらに、インターネット販売の準備を進めているところです。また、ほかの経営農地については、種まきは春先ということで、作付けはされておきませんが、雑草は除去されており、適正に管理しているということで、これについても事務局も確認しております。また、申請者に確認したところ、全ての農地で種まきまでの間、適正に保全管理していくとのことでした。労働力についてですが、申請者とその両親の3名でありましたが、実際に農作業をしたところ、両親については高

齢で大変だということで、農業従事者から外す予定です。現在は日雇いで5人から6人を雇って対応しております。今後は経営農地も増えるということで、現在、パートの募集を行っているとのこととです。

次に、申請内容について、申請地はかなり荒れた耕作放棄地ではありますが、重機で植木や雑草を除去し、農地として復元するそうで、窪地で水がたまる場所や傾斜地になっているところはパレットを利用するというので、また、状況によっては、耕作しやすいように、軽微な造成も検討するとのこととです。今後の営農計画ですが、今年度中の規模拡大については、最大で10町歩の借入を予定しているとのことと。種まきまで期間があるが、地主との話がまとまったときに許可を得ておかないとほかの方に借りられるおそれがあるため、また、来年の種まき準備をするためにも確実に農地を確保しておきたいということで、早目に許可申請がされております。

なお、今後、規模拡大予定の農地についても、種まきまでの間、適正に保全管理するというものであります。ただし、今後の規模拡大については、経営農地の全ての営農状況や農地の利用状況にて、農地法の不許可基準に該当した場合は許可できない旨を伝えたところ、申請者も理解をしております。ダイカンドラの販売価格について、価格契約が1平方メートルあたり700円ということで、この価格で農業経営が継続できるかと確認したところ、大きな利益にならないが、プラスになるため、問題はありませぬということでした。また、全ての経営農地について、隣接地の被害防除は適切に行い、苦情等があった場合は速やかに対応し、適切に処理するという回答を得ております。

その他、参考事項として、今後のダイカンドラの需要について確認したところ、自社で太陽光発電設備を販売したところだけでも需要は見込め、さらに、そのほかでも太陽光発電設備の設置箇所は莫大であるため、そのオーナーや関係業者にダイカンドラのメリットについてしっかりと説明すれば理解していただけると確信しております。必ず需要はあるということでした。また、夏場の雑草対策は大変ですが、人を雇って対応していくということでした。農地の造成を行うときは、適正な手続を行うとともに、土地所有者、事業者、近隣土地所有者などの関係者の同意を得て、訴訟問題などにならないよう進めるとのこととです。

以上、現地調査及び面接調査を実施した結果、現在所有する農地は全て効率的に利用しており、周辺地域における農地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保について支障はないものと思われまふ。また、権利者及び世帯員等が権利取得後において耕作するに必要な農作業に常時従事し、申請地を含め全ての農地について効率的に利用すると認められ、農地法第3条第2項各号の不許可基準に該当しないことから、議案第1号、3番及び4番の案件につきましては、農政部会第1班といたしましては許可相当と判断いたしました。

以上で調査報告を終わります。

○三須会長

班長報告が終わりましたので、一般質疑をお願いいたします。ございませんでしょうか。

(「質疑なし」の声あり)

○三須会長

質疑がないようですので、質疑を打ち切り、お諮りいたします。

議案第1号、3番についての班長報告は許可相当です。これに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○三須会長

挙手全員でありますので、3番については許可相当で決定いたします。

次に、4番についての班長報告は許可相当です。これに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○三須会長

挙手全員でありますので、4番については許可相当で決定いたします。

次に、議案第1号、5番から9番までについては、議案第4号、農地法第5条の規定による許可申請案件、14番から18番までと関連しておりますので、これらとあわせて審査いたします。

次に、議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請の1番から4番までを議題といたします。

事務局、説明願います。

○宮内主査補

それでは、議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請についてご説明いたします。

番号1、所在は大木字北吉山地先。地目、畑。面積は、127平方メートルほか2筆、計3筆の合計面積293平方メートルです。転用目的は通路用地です。転用事由は、申請地の飛び地にある住居のための進入路として使用するものです。農地の区分は、第1種住居地域にある農地であり、第3種農地と判断されます。

番号2、所在は八街字笹引地先。地目は畑。面積は2,230平方メートルです。転用目的は太陽光発電施設用地です。転用事由は、当該申請地に太陽光発電施設を設置し、安全な自然エネルギーを利用した太陽光発電事業により、安定した収入を得るというものです。農地の区分は、農用地域内にある広がりのある農地であることから、第1種農地と判断されます。

番号3、所在は砂字堀込地先。地目、畑。面積1,727平方メートルです。転用目的は太陽光発電施設用地です。転用事由は、当該申請地に太陽光発電施設を設置し、安全な自然エネルギーを利用した太陽光発電事業により、安定した収入を得るというものです。農地の区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地等の理由から、第2種農地と判断されます。

番号4、所在は滝台字板橋地先。地目、畑。面積、991平方メートルのうち457.00平方メートルです。転用目的は専用住宅用地です。転用の事由は、現在の住居を子に譲り、当該申請地に住宅を建築し居住するというものです。農地の区分は、農業公共投資の対象となっ

ていない小集団の生産性の低い農地等の理由から、第2種農地と判断されます。

以上です。

○三須会長

議案の説明が終わりましたので、担当委員の調査報告をお願いします。

1番について、石井委員、お願いいたします。

○石井委員

それでは、議案第2号、1番、農地法第4条による許可申請についての調査報告を申し上げます。

まず、立地基準ですが、申請地はJR八街駅より南東方向に約1.2キロメートルの地点に位置し、国道409号線より八街市道を通り、八街市道に面しており、進入路は確保されております。農地性としては、用途地域内にある小集団の生産性の低い農地ですので、事務指針28ページ、④の⑥の(ウ)に該当する第3種農地と判断いたしました。

次に、一般基準ですが、申請面積は通路用地297平方メートルであり、面積は妥当だと思われまます。資金は、整備済みなので、ないとのこと。申請地には、小作人権利移転に対する支障となるものもありません。また、周辺農地の営農条件への支障となるものもありません。また、申請地は土地改良事業受益地でもありません。しかし、申請地は平成11年12月頃から耕作のためと車の出入りのための道路として使用しており、無断転用に至ったことに対しての始末書も出されております。今後は農地法を遵守しますとのことでした。

これらのことから、立地基準、一般基準ともに、本案件は問題ないものと思われまます。

以上で調査報告を終わります。

○三須会長

続きまして、2番、岩品副部長、お願いいたします。

○岩品副部長

それでは、議案第2号、2番についての調査報告を申し上げます。

まず、立地基準ですが、申請地は笹引小学校の北側で、市道より進入路は確保されております。

農地性としては、農地の広がり10ha以上の農地に存在する第1種農地に該当することを確認しました。

ここにおきまして、目的が太陽光発電による売電事業が主であっても、従前ならば事務指針31ページの②の③の(エ)の特例が適用されておりましたが、最近では特例に該当しないようです。

このことから、立地基準におきまして許可基準にあてはまらないと思われまます。

特例の概要については、事務局より補足説明をお願いします。報告を終わります。

○宮内主査補

それでは、事務指針の通知の変更があったことについてご説明いたします。

これまでですと、第1種農地におきましては、先ほど岩品副部長がおっしゃられたとおり、

事務指針 3 1 ページの②の⑥の（エ）ということで、地域周辺に居住する者の日常生活上、または、業務上必要な施設ということで、また、集落に接続されていれば、例外的に許可できる案件ではありました。

ところが、近年、太陽光の再生可能エネルギーの基盤が整備されることにあたりまして、農林水産省の方から平成 26 年 5 月 1 日付で通知がございました。その内容というのは、太陽光の発電施設の集落接続に対する例外的な適用の運用ということで、発電した電気を申請地に係る土地の周辺の地域において居住する者の住宅、または、事務所等に直接供給するものであることということで、要は、集落に接続されて、売電そのものは許可できないのですが、集落に直接供給をして余ったものを売電するならば、第 1 種農地でも例外的に扱うという内容のもので、今回の申請案件は、太陽光の電力を集落に直接供給するものでなく、あくまでも売電を目的としたものということで、過大な施設ということに該当しまして、例外的には認められないという判断の事例が近年全国的にあるものですから、こちらについては許可がかなり厳しい案件というふうに解しております。

以上です。

○岩品副部長

それでは、事務局の説明が終わったところで、以上のことから、本案件は不許可相当のようでございます。

以上で調査報告を終わります。

○三須会長

それでは、3 番について、山本委員、お願いいたします。

○山本委員

議案第 2 号、3 番について、調査報告をいたします。

立地条件は、市役所より南西へ約 7 キロメートル、市道に接していますので、進入路は確保されております。農地区分は、29 ページの⑤の⑥に該当するため、第 2 種農地と判断しました。代替性の有無ですが、代替性はないものと思われれます。

一般基準ですが、計画面積の妥当性、適当と思われれます。資金及び信用ということで、借入金、返済は売電ということですので、それから、申請地における小作人の有無等はございません。あとは、周辺農地への迷惑ということはないと思われれます。

以上のところで言うと、問題はない案件と思われれます。

以上、報告を終わります。

○三須会長

それでは、4 番について、小川委員、お願いいたします。

○小川委員

議案第 2 号 4 番、滝台の転用について調査報告を申し上げます。

まず、立地基準ですが、申請地は、市役所から南へ約 8 キロメートルに位置し、市道より進入路は確保されています。

農地性としては、周囲に住宅地が建ち並ぶ平坦な土地であり、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地ですので、事務指針の29ページの⑤の(b)に該当するため、第2種農地として判断いたしました。

次に、一般基準ですが、991㎡のうち457㎡を宅地転用したいという事で、申請面積と建築面積の関係においては、面積妥当と思われます。

資金につきましては、自己資金にて賄う計画となっております。

事業計画ですが、設計図や電話による聞き取りにより検証した結果、給水排水等問題はありません。着工は年内を予定しているとの事です。

権利者は、別居している子供と今後居住するための住宅であり、必要性についても認められます。

これらのことから、立地基準、一般基準ともに本案件は何ら問題ないものと思われます。

また、これは私の希望でございますが、ぜひ町内会に加入して、周辺の皆さんと仲良くしていただければ幸いです。

以上で調査報告を終わります。

○三須会長

それでは、担当委員の調査報告が終わりましたので、一般質疑をお願いいたします。何かございませんでしょうか。

(「質疑なし」の声あり)

○三須会長

質疑がないようでございますので、質疑を打ち切り、お諮りいたします。

議案第2号、1番について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○三須会長

挙手全員でありますので、1番については許可相当で決定いたします。

議案第2号、2番について、国の解釈が示された要件を本件は満たしていないようなので、調査報告のとおり地元委員の意見は不許可相当です。不許可で決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○三須会長

挙手全員でありますので、2番については不許可相当で決定いたします。

議案第2号、3番について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○三須会長

挙手全員でありますので、3番については許可相当で決定いたします。

議案第2号、4番について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○三須会長

挙手全員でありますので、4番については許可相当で決定いたします。

次に、議案第3号、農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請、1番、2番についてを議題といたします。

事務局、説明願います。

○宮内主査補

それでは、議案第3号、農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請についてご説明いたします。

番号1、番号2は関連しておりますので、一括してご説明いたします。

番号1、所在は上砂字積田谷地先。地目、畑。面積は2,109平方メートルです。当初計画の目的は工場、倉庫兼事務所用地です。継承者の目的は貸工場、貸駐車場、貸倉庫兼事務所用地です。番号2、所在、地目、同じく。面積641平方メートルです。当初計画の目的は駐車場用地です。継承者の目的は貸工場、貸駐車場、貸倉庫兼事務所用地です。変更の事由としては、当初法人が計画していた事業を取りやめ、新しい会社のためにその会社役員が事業を継承しまして、会社経営規模拡大のために貸し付けるといふものです。農地の区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地等の理由から、第2種農地と判断されます。

以上です。

○三須会長

議案の説明が終わりましたので、担当委員の調査報告をお願いします。1番、2番は関連がありますので、一括して調査報告をお願いします。なお、本件は議案第4号、13番と関連がありますので、あわせて調査報告をお願いいたします。山本委員、お願いします。

○山本委員

議案第3号、1番、2番、そして、議案第4号の13番について報告いたします。

立地基準ですが、申請地は市役所より南へ約8.5キロメートル、市道に接しています。進入路は確保されております。農地区分ですが、第2種農地と判断いたしました。代替性はないものと思われまます。

計画面積の一般基準ですが、計画面積の妥当性は適当と思われまます。資金及び信用、自己資金と借入金ということです。申請地における小作人の有無ということではないのですが、今隣接している農業者が入れないようにということで、一部分借りて作っているということで、その部分に関しては、会社側から今年度中にきれいにさせていただきたいということで話は聞いているということです。それから、計画から見ますと、日照、通風等、建物は隣接農地よりもかなり離れたところに建てるということで、問題はないものと思われまます。以上のことから問題

はないと思います。

報告を終わります。

○三須会長

担当委員の調査報告が終わりましたので、一般質疑をお願いいたします。何かございましたら。

(「質疑なし」の声あり)

○三須会長

質疑なしということですので、質疑を打ち切り、お諮りいたします。

議案第3号、1番について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いします。

(挙手全員)

○三須会長

挙手全員でありますので、1番については許可相当で決定いたします。

次に、2番について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○三須会長

挙手全員でありますので、2番については許可相当で決定いたします。

次に、議案第4号、農地法第5条の規定による許可申請について、1番から13番までを議題といたします。

事務局、説明願います。

○宮内主査補

それでは、議案第4号、農地法第5条の規定による許可申請についてご説明いたします。

番号1と番号2は関連しておりますので、一括してご説明いたします。

番号1、所在は八街字立合松北地先。地目は畑。面積は998平方メートルです。番号2、所在、地目、同じく。面積1,158平方メートルです。区分は売買です。転用の目的は資材置場用地です。転用の事由としまして、申請地に隣接する既存の資材置場が手狭なため、資材置場として拡張し、業務の効率化を図るというものです。農地の区分は、農用地域内にある広がりのある農地であることから、第1種農地と判断されます。

続いて、番号3、所在は八街字前原地先。地目は畑。面積は418平方メートルほか1筆、計2筆の合計面積880平方メートルです。区分は売買です。転用目的は、建売分譲住宅及び通路用地です。転用の事由は、専用住宅2区画の建築と通路を整備し、販売するものです。農地の区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地等の理由から、第2種農地と判断されます。

番号4、所在、八街字立野地先。地目、畑。面積は8,192平方メートルのうち5,758.58平方メートルです。区分は一時転用です。目的は資材置場及び駐車場用地です。転用の事由は、申請地の隣の既存施設が手狭なため、安全対策と作業効率の向上を図るために、一時的に賃貸借によって使用するものです。農地の区分は、農業振興地域整備計画において定め

られた農用地域内にある農用地に該当いたします。

続きまして、番号5、所在は朝日字竹里地先。地目は畑。面積は2,975平方メートルです。区分は賃貸借です。転用目的は太陽光発電施設用地です。転用事由は、当該申請地に太陽光発電施設を設置し、安全な自然エネルギーを利用した太陽光発電事業により収益増を図るといったものです。農地の区分は、第1種住居地域にある農地であり、第3種農地と判断されます。

番号6、所在は八街字六万坪地先。地目は畑。面積は584平方メートルのうち31.35平方メートルです。区分は使用貸借です。転用目的は駐車場用地です。転用事由は、申請地の隣の居住者の駐車場として、普通車2台分として貸すものです。農地の区分は、農用地域内にある広がりのある農地であることから、第1種農地と判断されます。

続きまして、番号7、番号8は関連しておりますので、一括してご説明いたします。

まず、番号7、所在、八街字元光明坊地先。地目、畑。面積は110平方メートルです。区分は賃貸借です。転用目的は道路用地です。番号8、所在、地目、同じく。面積6,960平方メートルのうち1,740.02平方メートルです。区分は一時転用です。転用目的は資材置場用地です。転用事由は、申請地の周辺において天然ガスの生産基地を設置するにあたり、当該申請地を進入路の一部と工事用の一時的な資材置場として使用するものです。農地区分は、申請道路用地が農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地等の理由から、第2種農地として判断され、資材置場用地が農業振興地域整備計画において定められた農用地域内にある農用地に該当いたします。

続きまして、番号9、所在は八街字裏島地先。地目は畑。面積は698平方メートルです。区分は売買です。転用目的は資材置場用地です。転用事由は、会社経営規模拡大のために当該申請地を資材置場として利用するものです。農地の区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地等の理由から、第2種農地と判断されます。

番号10、所在は東吉田字小山向地先。地目は畑。面積は4,045平方メートルのうち3,434.07平方メートルです。区分は売買です。転用目的は太陽光発電施設用地です。転用の事由は、当該申請地に太陽光発電施設を設置し、安全な自然エネルギーを利用した太陽光発電事業により収益増を図るものです。農地の区分は、農用地域内にある広がりのある農地であることから、第1種農地と判断されます。

番号11、所在は大谷流字宮ノ上地先。地目、畑。面積316平方メートルです。区分は使用貸借です。転用目的は専用住宅用地です。転用事由は、現在アパートに居住する権利者が、祖父である義務者の土地に住宅を建築し、移り住むといったものです。農地の区分は、農用地域内にある広がりのある農地であることから、第1種農地と判断されます。

番号12、所在は沖字中沖地先。地目、畑。面積は991平方メートルです。区分は売買です。転用目的は古物置場用地です。転用事由は、現在自動車等の解体業を営む権利者が新たに古物商を行うため、隣地である当該申請地を古物置場として利用するものです。農地の区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地等の理由から、第2種農地と判断されます。

番号13、所在は上砂字積田谷地先。地目、畑。面積、2,109平方メートルほか1筆、計2筆の合計面積2,750平方メートルです。区分は売買です。転用目的は貸工場、貸駐車場、貸倉庫兼事務用地。転用の事由は、当該申請地に隣接する会社役員である権利者が、会社経営規模拡大のために施設を整備し、貸し付けるというものです。農地の区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地等の理由から、第2種農地と判断されます。

なお、本件は都市計画法の開発行為許可申請における承継承認を得ることが条件である旨を意見に付すことが妥当かと思われま

す。また、本件は議案第3号、1番、2番に関連しております。

以上です。

○三須会長

会議中ですが、ここで一旦休憩をとりたいと思います。

休憩 午後4時00分

再開 午後4時16分

○三須会長

休憩前に戻ります。

議案の説明が終わりましたので、担当委員の調査報告をお願いいたします。

1番、2番は関連しておりますので、あわせて調査報告をお願いします。

○鈴木部長

議案第4号の1番、2番は関連しておりますので、一括して報告いたします。

立地基準ですけれども、市役所から北へ約6キロメートル。国道409号線住野十字路を酒々井方面に向かって約500メートルのところの場所なんですが、資材置場用地ということで、既存の資材置場が3反分ぐらいあって、その拡張です。周辺をブロック2段積みにして、雨水等の防止のためにやるそうです。中は全部砂利敷きで造成をします。資金計画は自己資金ということです。主に置くものは砂利と山砂、砂類です。そういうことで、既存の延長線上です。何ら問題はないと思います。

以上です。

○三須会長

次に、3番について、内藤副部長、お願いいたします。

○内藤副部長

それでは、議案第4号、3番、農地法第5条の許可申請について調査報告を申し上げます。

まず、立地基準ですが、申請地はJR榎戸駅より南へ約1キロメートルに位置し、公衆用道路に接していることにより、進入路は確保されております。農地性としては、事務指針の28ページ、⑤の④の(イ)に該当するため、第2種農地として判断いたしました。

次に、一般基準ですが、本申請地は建売分譲住宅及び道路の建築販売ということで、申請面積は合計880平方メートルであり、面積妥当と思われま

賄う計画になっています。申請地には、小作人等、権利移転に対して支障となるものはありません。事業計画ですが、用水は市営水道、雨水は雨水浸透枡、汚水雑排水は合併浄化槽となっています。また、周辺農地に対しては、周囲にブロック積みで土留めを施工するとのことです。日照、通風の影響はありません。権利者である会社は不動産業を行っており、申請地の近隣は宅地の需要が多いため、建売分譲を計画、そして、近郊は静かな住宅地でもあり建売分譲地として適しているため、申請地以外も検討しましたが、申請地のような立地条件がなかったため選定したとのことで、必要性についても認められます。

これらのことから、立地基準、一般基準ともに本案件は何ら問題ないと思われま

す。以上で調査報告を終わります。

○三須会長

次に、4番、保谷委員、お願いいたします。

○保谷委員

議案第4号、4番について調査報告を申し上げます。

まず、立地基準ですが、申請地は市役所より西へ約5キロメートルに位置し、八街市道に面しており、進入路は確保されております。農地性は、農業振興地域整備計画において定められた農用地域内ですが、事務指針の30ページの①の③の(ア)に該当するため、一時的な使用で許可することが可能と判断いたしました。

本申請は資材置場、駐車場ということですが、申請面積は5,758.58平方メートルであり、面積妥当と思われま

す。資金の確保につきましては、自己資金にて賄う計画となっております。次に、周辺農地の営農条件への支障について、隣接地に対する被害防除計画は、周囲を高さ2メートルの有刺鉄線、整地は砕石厚さ10センチメートル、鋼製敷板計画となっております。雨水についても敷地内に浸透させることになっております。周辺の農地の営農状況に支障を来すことはないものと思われま

す。なお、事業計画について隣接所有者に確認したところ、確かに説明を受けて了解しているとのことでした。また、申請地は土地改良受益地ではありません。必要性についても認められ、あわせて、許可後速やかに事業を行うものと判断しました。

これらのことから立地基準、一般基準ともに、本案件は何ら問題はないものと思われま

○三須会長

次に、5番について、宇都木委員、お願いいたします。

○宇都木委員

議案第4号、5番について調査報告をいたします。

まず、立地基準ですが、申請地は市役所より北東方向へ約3キロメートルに位置しまして、八街市道より約300メートル奥に入った、周りを住宅地に囲まれた土地でございます。進入路は確保されております。農地の区分といたしましては、事務指針28ページ、④の⑥の(ウ)に該当するため、第3種農地と判断いたしました。

次に、一般基準でございますけれども、申請面積2,975平方メートルに対しまして太陽光パネルが1,008枚と、建築面積におきましても面積妥当と思われまます。資金の面でございますけれども、全て自己資金で行う計画でございます。法人申請の場合も、申請に係る事業内容が法人登記簿謄本等において定められた目的、業務の範囲に適合すると認められます。周辺農地の営農条件への支障につきましても、隣地が貸付人の土地でございますので、構造物等は一切設置しません。造成は整地のみでございますので、土地の搬入は行わない計画でございます。雨水につきましては敷地内自然浸透でございます。施工後には周囲にフェンス等を設置いたしまして管理するということでございます。申請者は太陽光発電より収益増を図ることから、必要性を認めることができます。

以上のことから、本案件は何ら問題ないと思われまます。

以上で報告を終わります。

○三須会長

次に、6番、長野委員、お願いいたします。

○長野委員

では、議案第4号の6番の調査報告を申し上げます。

まず、申請地の立地基準ですが、JR八街駅から東へ約2キロメートルに位置し、また、市道に面しております。農地の区分ですが、第1種農地なんですが、事務指針の31ページ、②の㊦の(エ)に該当するために、例外的に許可できるものと思われまます。

一般基準ですが、面積は31.35平方メートルで、車2台分の駐車スペースです。土砂等の搬入はなく、草除けシート類を敷くのみで、資金的なものはほとんどなく、周辺農地に対しましても影響はないものと思われまます。

これらのことから、立地基準、一般基準ともに、何も問題ないものと思われまます。

以上で調査報告を終わります。

○三須会長

次に、7番、8番は関連がありますので、一括して調査報告をお願いいたします。長野委員、お願いいたします。

○長野委員

議案第4号の7番、8番につきましては、関連しておりますので、あわせて調査報告を申し上げます。

まず、立地基準ですが、申請地はJR八街駅から東へ約3.5キロメートルに位置しております。まず、7番についてですが、農地の区分としましては、事務指針の29ページの⑤の㊦に該当するため、第2種農地と判断いたしました。

次に、一般基準ですが、面積は110平方メートルで、次に説明する8番についての進入路となります。8番につきましては、7番と地続きになっておりまして、農用地ではあるのですが、事務指針の30ページ、①の㊦の(ア)に該当するため、例外として判断いたしました。面積は6,960平方メートルのうち1,740.02平方メートル。ちなみに、一時転用期

間としまして、平成26年11月1日から平成27年7月31日までということで申請が上がっております。用途としましては、申請地周辺の天然ガスの生産基地への設置にあたり、一時的にその資材置場として利用するというところでございます。

工事終了後には速やかに農地に復元するという誓約書も上がっておりまして、その後の作付誓約書も添付されておりますので、これらのことから本案件の7番、8番はともに問題ないものと思われまます。

以上で報告を終わります。

○三須会長

次に、9番、武藤副部長、お願いいたします。

○武藤副部長

議案第4号、9番について、調査報告をいたします。

立地基準ですが、申請地はJR八街駅より南西へ約1.5キロメートルに位置し、市道に面しており、進入路は確保されています。農地区分は、事務指針28ページ、⑤の㊸の(イ)に該当するため、第2種農地と判断しました。代替性はありません。

一般基準ですが、本申請は資材置場ということですが、申請面積が698平方メートルであり、面積妥当と思われまます。資材置場というのは山砂、川砂、U字溝、型枠等の資材でございまます。資金の確保については自己資金にて賄う計画となっております。申請地には小作人等、権利移転に対して支障はありません。盛り土、切り土は行わず、現状の地盤のまま利用し、敷地周囲をブロック積みにて囲い、雨水の流出を防止します。用水の設置はなく、汚水雑排水の発生もなく、雨水は敷地内に自然浸透とします。隣接農地の所有者には説明し、了承していただきました。資材置場以外の目的に使用しないという確約書も提出されており、許可後速やかに事業を行うものと判断しました。

これらのことから、立地基準、一般基準ともに、本案件は何ら問題ないものと思いまます。

以上で調査報告を終わります。

○三須会長

次に、10番について、金子委員、お願いいたします。

○金子委員

議案第4号、10番について調査報告を申し上げます。

まず、立地基準ですが、申請地は市役所より南へ5キロメートルに位置し、八街市道に面しており、進入路は確保されております。農地区分は、事務指針32ページの②の㊸に該当するため、例外第1種農地と判断しました。

次に、一般基準ですが、本申請は太陽光発電施設ということで、資金の確保につきましては自己資金にて賄う計画となっております。申請地には小作人等、権利移転に対して支障となるものはありません。次に、周辺農地への営農条件の支障については、隣地の立会人にも協力をいただいております。現状の境界において、太陽光パネルの設置高さと同様以上の高さがあるため、耕作の面では現在以上にご迷惑をかける状態にはなりません。また、取水を使用せず、造成等

を行わないため、周辺への排水も現状と変わらず、また、通風においては、太陽光パネル下1メートル程度はあいており、特に大きな風の流れに影響はありません。

これらのことから、立地基準、一般基準ともに、本案件は何ら問題ないものと思われま

す。以上で調査報告を終わります。

○三須会長

次に、11番、日暮委員、お願いいたします。

○日暮委員

議案第4号、11番について調査報告を申し上げます。

立地基準ですが、申請地は市役所より西へ約6キロメートルに位置し、八街市道に面しており、進入路は確保されております。農地性ですが、農地の広がりが見られるため、事務局に問い合わせたところ、10ヘクタール以上の農地に存在する第1種農地に該当することを確認しました。しかし、権利者は事務指針31ページ、②の㉔の(a)に該当するため、許可することが可能であると判断いたしました。

次に、一般基準ですが、本申請は専用住宅用地ということですが、申請面積は316平方メートルであり、建築面積との関係においても面積妥当と思われま

す。資金の確保については借入金にて賄う計画となっております。申請地には小作人等、権利移転に対して支障となるものはありません。次に、周辺農地の営農条件への支障について、隣接地に対する被害防除計画は、既存のコンクリートのブロックがあり、土砂の流出を防ぎ、雨水については敷地内に浸透させ、周辺農地の営農状況に支障を起こすことはないと思われま

す。なお、事業計画について隣接所有者に確認したところ、確かに説明を受けたと了承しているとのことでした。また、隣地などの高低差が2メートルを超える部分があります。ですので、崖条例が適応されます。北側と西側ですが、北側は5メートル、西側は3.8メートル離れて住宅を建てる計画です。また、申請地は土地改良受益地ではありません。権利者は現在アパート住まいであるため、申請地に専用住宅を建築したいとの理由もあり、必要性についても認められ、あわせて、許可後、速やかに事業を行うものと判断いたしました。

このことから、立地基準、一般基準ともに、本案件は何ら問題ないものと思われま

○三須会長

次に、12番、林部長、お願いいたします。

○林部長

続いて、議案第4号、12番について調査報告をさせていただきます。

まず、立地基準であります。市役所より南へ9キロメートルに位置しております。進入路は、県道千葉川上八街線に面し、確保されております。農地区分ではありますが、事務指針29ページ⑤の㉔に該当するため、第2種農地と判断いたしました。代替性はないと思われま

す。次に、一般基準であります。計画面積、古物置場として991平方メートルであり、適当であると思われま

関わる農地以外に土地を利用できる見込みはありません。申請地における小作人等もございません。周辺農地の営農状況への支障ではありますが、申請地の南側部分は隣接農地側で、これは既存の施設の隣接でありまして、既存施設と同じく、境界面にブロックを3段積みとすると。また、北側部分は県道でございまして、盗難防止のために3メートルの鋼板塀を設けるということとございます。

以上のことから、農地に対し支障等の悪影響を及ぼすことはないと思われま

す。それから、古物ということでございますが、中古の自動車、オートバイ、自転車、発電機等の古物を展示販売する予定だということでございます。なお、古物商を行うためには千葉県の防犯委員会の許可が必要であることから、本件と同時並行で申請手続をしておるそうとございます。

以上、調査報告を終わります。

○三須会長

次に、13番については報告済みでありますので、終わります。

担当委員の調査報告が終わりましたので、一般質疑をお願いいたします。

(「質疑なし」の声あり)

○三須会長

質疑なしということですので、質疑を打ち切りまして、お諮りいたします。

議案第4号、1番について、原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○三須会長

挙手全員でありますので、1番については許可相当で決定いたします。

次に、2番について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○三須会長

挙手全員でありますので、2番については許可相当で決定いたします。

次に、3番について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○三須会長

挙手全員でありますので、3番については許可相当で決定いたします。

次に、4番について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○三須会長

挙手全員でありますので、4番については許可相当で決定いたします。

次に、5番について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○三須会長

举手全員でありますので、5番については許可相当で決定いたします。

次に、6番について、原案のとおり決定することに賛成の委員の举手をお願いいたします。

(举手全員)

○三須会長

举手全員でありますので、6番については許可相当で決定いたします。

次に、7番について、原案のとおり決定することに賛成の委員の举手をお願いいたします。

(举手全員)

○三須会長

举手全員でありますので、7番については許可相当で決定いたします。

次に、8番について、原案のとおり決定することに賛成の委員の举手をお願いいたします。

(举手全員)

○三須会長

举手全員でありますので、8番については許可相当で決定いたします。

次に、9番について、原案のとおり決定することに賛成の委員の举手をお願いいたします。

(举手全員)

○三須会長

举手全員でありますので、9番については許可相当で決定いたします。

次に、10番について、原案のとおり決定することに賛成の委員の举手をお願いいたします。

(举手全員)

○三須会長

举手全員でありますので、10番については許可相当で決定いたします。

次に、11番について、原案のとおり決定することに賛成の委員の举手をお願いいたします。

(举手全員)

○三須会長

举手全員でありますので、11番については許可相当で決定いたします。

次に、12番について、原案のとおり決定することに賛成の委員の举手をお願いいたします。

(举手全員)

○三須会長

举手全員でありますので、12番については許可相当で決定いたします。

次に、13番について、原案のとおり決定することに賛成の委員の举手をお願いいたします。

(举手全員)

○三須会長

举手全員でありますので、都市計画法の調整を条件としてという文言を入れたいと思います。

それで13番については許可相当で決定いたします。

次に、議案第4号、14番、15番、16番、17番、18番を議題といたします。

これらの案件は議案第1号、5番、6番、7番、8番、9番と関連があることから、一括して議題といたします。

この案件は部会案件です。農政部会第1班が担当しましたので、班長、森副部長から報告をお願いいたします。

○森副部長

先ほどの議案第1号と同様に、調査した結果を申し上げます。

議案第4号、14番、所在は八街字榎台。地目は畑。申請面積は7.404平方メートルのうち0.25平方メートル。議案第4号、15番、所在は八街字鳴沢台。地目は畑。申請面積は4.466平方メートルのうち0.28平方メートル。議案第4号、16番、所在は八街字五方杭。地目は畑。申請面積は4.864平方メートルのうち0.26平方メートル。議案第4号、17番、所在は山田台字山田台。地目、畑。申請面積は1.983平方メートルのうち0.32平方メートル。議案第4号、18番、所在は山田台字宮ノ原。地目、畑。申請面積は498平方メートルのうち0.35平方メートルです。これらにつきまして、営農型太陽光発電設備の一時転用であり、権利者と義務者はそれぞれ異なりますが、発電設備の下の耕作者は同一であります。作付及び出荷計画は、耕作物はダイカンドラで、雑草除けのグラウンドカバーの用途として販売し、当面は耕作者の関係会社が取引先です。発電設備の構造は、簡易的なスクリーンの支柱に架台を組み合わせ、高さは1.5メートルから2.2メートルで、周囲をブロックフェンスで囲みます。設備の下での農作業に支障はないということです。確認事項といたしまして、一時転用期間が3年以内であること。安易に撤去できる構造であること。営農の縮小や生産物の著しい劣化がないこと。毎年の営農状況報告ができること。営農が適切でない場合は撤去、指導を受けることについて、了承を得ております。また、念書により、農業経営や発電事業に際しての損害や紛争が生じた場合は、お互いが責任を持って解決するとの確約をされています。

以上の調査結果から、本案件は営農型太陽光発電事業であり、耕作が継続されながら行う事業でありますので、先ほど農地法第3条の議案第1号、3番、4番において買受者が許可となりましたことを含めまして、農政部会第1班は、議案第4号、14番、15番、16番、17番、18番の案件については許可相当と判断いたしました。よって、関連する農地法第3条の地上権の権利設定である議案第1号、5番、6番、7番、8番、9番の案件についてもそれぞれに関連している一時転用の知事許可を条件として許可相当と判断いたします。

以上、調査報告を終わります。

○三須会長

班長の報告が終わりましたので、一般質疑をお願いいたします。ございませんでしょうか。

(「質疑なし」の声あり)

○三須会長

質疑がないようですので、質疑を打ち切り、お諮りいたします。

議案第4号、14番について、班長報告は許可相当です。これに賛成の委員の挙手をお願い

いたします。

(挙手全員)

○三須会長

挙手全員でありますので、14番については許可相当で決定いたします。

次に、15番について、班長報告は許可相当です。これに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○三須会長

挙手全員でありますので、15番については許可相当で決定いたします。

次に、16番についての班長報告は許可相当です。これに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○三須会長

挙手全員でありますので、16番については許可相当で決定いたします。

次に、17番についての班長報告は許可相当です。これに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○三須会長

挙手全員でありますので、17番については許可相当で決定いたします。

次に、18番についての班長報告は許可相当です。これに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○三須会長

挙手全員でありますので、18番については許可相当で決定いたします。

続いて、議案第4号、14番、15番、16番、17番、18番の関連案件である議案第1号、5番についての班長報告は一時転用の知事許可を条件として許可相当です。これに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手多数)

○三須会長

挙手はほぼ全員でありますので、議案第1号、5番については一時転用の許可を条件として許可相当で決定いたします。

次に、議案第1号、6番について、班長報告は一時転用の知事許可を条件として許可相当です。これに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○三須会長

挙手全員でありますので、議案第1号、6番については一時転用の許可を条件として許可相

当で決定いたします。

次に、議案第1号、7番について、班長報告は一時転用の知事許可を条件として許可相当です。これに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○三須会長

挙手全員でありますので、議案第1号、7番については一時転用の許可を条件として許可相当で決定いたします。

次に、議案第1号、8番についての班長報告は一時転用の知事許可を条件として許可相当です。これに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○三須会長

挙手全員でありますので、議案第1号、8番については一時転用の許可を条件として許可相当で決定いたします。

次に、議案第1号、9番について、班長報告は一時転用の知事許可を条件として許可相当です。これに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○三須会長

挙手全員でありますので、議案第1号、9番については一時転用の許可を条件として許可相当で決定いたします。

次に、議案第5号、農用地利用集積計画の承認についてを議題といたします。

事務局、説明願います。

○菅沼副主幹

それでは、議案第5号、農用地利用集積計画の承認についてご説明いたします。

なお、本件につきましては、平成26年9月11日付で八街市長から、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画の承認を求められております。

番号1、所在、榎戸字上。地目、畑。面積、2,880平方メートルのうち1,500平方メートルほか1筆、計2筆の合計面積4,315平方メートルのうち2,935平方メートル。利用権の種類は賃貸借。期間は3年、再設定です。

番号2、所在、文違字陣馬。地目、畑。面積3,441平方メートル。利用権の種類は使用貸借。期間は3年、再設定です。

なお、ただいまご説明いたしました番号1から番号2までの案件については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えます。

以上です。

○三須会長

議案の説明が終わりましたので、一般質疑をお願いいたします。

(「質疑なし」の声あり)

○三須会長

質疑がないようですので、質疑を打ち切り、お諮りいたします。

議案第5号、1番について、原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○三須会長

挙手全員でありますので、1番については承認することに決定いたします。

次に、2番について、原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○三須会長

挙手全員でありますので、2番については承認することに決定いたします。

次に、議案第6号、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の改正についてを議題といたします。

事務局、説明願います。

○菅沼副主幹

それでは、議案第6号、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の改正についてご説明いたします。

農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想を別冊のとおり改正するにあたり、農業経営基盤強化促進法施行規則第2条及び第7条の規定により、八街市長から農業委員会の意見を求められております。

なお、別冊の説明につきましては、荻嶋農政課主査補よりご説明いたします。

○荻嶋農政課主査補

農政課の荻嶋といたします。よろしく願いいたします。

それでは、座って説明させていただきます。

お手元の資料、農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想の改正についての1枚紙と、新旧対照表ということで、左の方が新しく改正になった部分、右の方が従前の改正前の資料ということで、2つご用意して、説明させていただきます。

なお、新旧対照表に関しましては、一つ一つ説明することはかなり時間がかかってしまうということなので、最初に説明いたしました基本的な構想の改正についてということで、1枚紙の説明書で説明したいと思います。

まず、市町村の基本構想というものについてなんですけども、市町村の基本構想とは、農業経営基盤強化促進法に基づいて育成すべき農業経営の所得水準及び農地集積の目標を定め、八街市の将来における農業の方向性を示すためのものです。

まず、基本構想の改正で、今回の背景としましては、平成25年12月13日、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律、こちらが国の方より交付されました。こちらが平成26年4月1日施行となっております。内容としましては、新規就農者の育成、定着対策及び農

地集積の強化の拡充というものになっております。下の段に行きまして、平成26年4月1日、この法律が改正されましたことにより、千葉県で定めております農業経営基盤強化促進に関する基本方針、こちらを変更されました。

続きまして、平成26年9月末までに千葉県の基本方針が変更されましたので、市町村、八街市においても基本構想がございますので、そちらの方の構想を6カ月以内に改正する必要があります。改正にあたりまして、農業委員会並びに農業協同組合の意見が必要となっております。今回ご審議いただくのはこちらの波線の部分ということで、県の方に基本構想の変更申請を出すにあたりまして、農業委員会の方の意見が必要ということになりました。

続きまして、今回の基本構想の改正の内容ということです。新旧対照表の方は後でお読みになっていただく形になると思いますけども、内容については、2、基本構想改正の内容ということで、1から5までございますので、説明させていただきます。

まず、1番としまして、新規就農者の育成、確保に関する目標、こちらを新たに決めました。八街市においては、年間10人の新規就農者増加を目指しまして、就農5年後に年間の農業所得は250万円以上を目標としました。

2番としまして、新規就農者の農業経営の指標を新たに決めました。こちらは、近年の新規農業者、就農者の農業形態をもとに6つの営農類型を定め、今後は八街市において行う認定就農者の認定に関する指標といたします。なお、従前の認定農業者の営農類型所得水準については変更はありません。

3番としまして、担い手、農家への農地集積面積の目標を改正いたしました。こちらにつきましては、八街市内の農地に対する市内認定農業者等による農地の集積目標や利用権設定、農地法第3条による賃貸借等の割合を改正前の目標が48パーセントから55パーセントに引き上げいたしました。

続きまして、4番、農地保有合理化事業の削除ということです。こちらは、県の水産振興公社という団体があったんですけども、こちらが行っていた農地売買の農地保有合理化事業、こちらの事業が廃止されましたことに伴い、事業に関する内容を基本構想から削除いたしました。今後は、農地中間管理機構という組織ができましたので、そちらの事業の中で農地売買の事業が行われるということになります。

最後に、5番、関係団体との連携、こちらの基本構想で定めた農業施策をするにあたりまして、千葉みらい農業協同組合など、新たにできました農地中間管理機構等の農業関係団体と連携をして、基本構想の目標の達成に向けて連携する、そういった記載を新たに追加いたしました。

内容につきましては以上となります。

○三須会長

議案の説明が終わりましたので、本案件についてご意見がございましたらお願いいたします。

○小川委員

1番から質問をさせていただきます。

基本構想改正の内容で、年間10人の新規就農者増加を目標とするということで目標を定めておられるわけですが、大変結構なことなんですが、この5年間でどのぐらいいらっしゃるのか、参考のためにお伺いしたいと思います。

○荻嶋農政課主査補

こちらの基本構想の中で、新旧対照表の中の5ページをごらんいただけますでしょうか。左側の欄が、今回新たに改正になって付け加えられた欄なんですけども、5番の新たに農業経営を営もうとする青年等の育成確保に関する目標、この中で、(1)新規就農の現状ということで、5年間ではないのですが、八街市の平成26年度の新規就農者は6人であり、過去3年間はほぼ横ばいの状況となっていますということから、過去3年間、1年あたり5、6人程度の増加ということになっております。

○三須会長

ほかにございませんでしょうか。

○林部長

このことは、増やすとか、年間5人とかと言っても無理だと思うんですよ。要するに、農業経営の環境、国の問題だと思うので、我々が考えてもどうにもならないと思うんですけどね。

○三須会長

ほかになにかございますか。

(「意見なし」の声あり)

○三須会長

それでは、意見がないようですので、議案第6号、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の改正について、当委員会としては意見はないということで決定いたします。

以上で審議すべき案件は全て終了いたしました。

ご苦労さまでした。

○醍醐事務局長

閉会を宣す。(午後4時55分)

議事録署名人

議 長

5 番

6 番